



「おくやみ窓口」を新設します

6月1日(月)から、亡くなられた人に関する様々な手続きをワンストップで行う「おくやみ窓口」を新設します。手続きごとに各担当窓口を回る必要がなくなり、待ち時間の短縮につながることで、遺族の負担を軽減します。

- ◎**利用対象** 死亡時に山陽小野田市に住民登録があった人の遺族等
- ◎**設置場所** 市役所本庁舎1階 税務課カウンター横
- ◎**受付日時** 市役所開庁日の9:00～11:30、13:00～16:30（予約不可）
- ◎**持参するもの** 「おくやみハンドブック」(*)1ページ「手続きにお持ちいただくもの」参照
 ※「おくやみハンドブック」：死亡届が提出された際に葬儀会社を通じて遺族にお渡ししています。必要であれば市民課および各支所等の窓口でお渡しできるほか、市ホームページにも掲載しています。



■**注意事項**

- 死亡に伴う手続きについては、別途「おくやみハンドブック」をご確認ください。
- 内容により、すべての手続きが一度で終わらない場合や、おくやみ窓口で完結できず直接担当課へご案内する場合があります。
- おくやみ窓口が混雑している場合は各担当窓口を順番に回って手続きをしていただくこともあります。
- 休・祝日明けは混雑が予想されます。手続きに時間も要するため、時間に余裕をもって来庁してください。

問市民課 (☎ 82-1140)



「都市計画マスタープランの改定」に関する
素案の縦覧・説明会・公聴会

■**山陽小野田市都市計画マスタープラン**

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。市総合計画等の上位計画や関連計画の内容を踏まえ、本市の特性や課題、市民の意見を反映した、市の都市計画に関する総合的な指針です。

◎**改定内容** 県・美祢線沿線の3市(山陽小野田市、美祢市、長門市)およびJR等の交通事業者等で構成される美祢線沿線地域公共交通協議会で、JR美祢線を新たにBRT(バス高速輸送システム)として整備する方針が示されたことから、美祢線BRTを都市計画マスタープランの公共交通の整備方針に位置付けるもの

◎**素案の縦覧**

- 期間** 6月1日(月)～7月2日(木)
- 場所** 都市計画課、山陽総合事務所

◎**説明会**

- 日時** 6月25日(木) 18:30～
- 場所** 厚狭地域交流センター

◎**公聴会**

公聴会で意見を述べるには、事前に公述申出書の提出が必要です。提出がない場合は公聴会を開催しません。公聴会の開催の有無については、お問い合わせください。

- 日時** 7月9日(木) 14:00～
- 場所** 市役所3階 大会議室
- 公述申出書の提出期限・方法**

7月2日(木)(消印有効)までに任意の様式に意見の要旨とその理由、住所、氏名、電話番号を記入し、市長宛として提出(郵送可)

※公述申出が多数の場合は、時間の制限や公述人の選定をすることがあります。

問・掘干 756-8601 山陽小野田市役所 都市計画課 (☎ 82-1168)